

## 新潟市女性相談支援員設置要領

### (設置)

第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第11条第2項の規定、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第4条及び女性支援事業実施要綱(令和6年3月18日社援発0318第60号)第4の(4)の規定に基づく女性相談支援員を、各区役所に1人置き、当該区役所の所管区域を所管区域とする福祉事務所に配置するものとする。

### (身分)

第2条 女性相談支援員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (職務)

第3条 女性相談支援員は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う。

### (関係機関等との連携)

第4条 女性相談支援員は、その職務に当たっては児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、こころの健康センター、警察、学校、民間支援団体等の関係機関等と連携を緊密に行う。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和55年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成2年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。